

会員各位

鹿行発 第 40 号
平成 26 年 5 月 22 日
鹿児島県行政書士会
会 長 鎌 田 敬



鹿児島県行政書士政治連盟の葉書文書について、

上記平成 26 年 5 月 15 日に同政治連盟の副会長松下 武成氏より当会に対する抗議の葉書が会員に配布されました。これに対する会員からの問い合わせが多くありましたので、以下にご説明を致します。

- 1, 同政治連盟が政治資金規正法の収支報告をすることが出来なかった理由を、「政治連盟の会費及び関係書類を鹿児島県行政書士会が留め置いたこと」を理由としていますが、そうではありません。単に当時の政治連盟の八田会長が収支報告をする努力をしなかったからです。当時の八田会長及び会計責任者、会計責任者の職務代行者が平成 18 年より平成 19 年までの 2 期分についての収支報告をすべきであったのに、どのような理由かは解りませんが、報告しなかったものです。
- 2, 「行政書士会が政治連盟について主導することは、混乱のもとである」としてはいますが、行政書士会と相互に連携をする政治連盟でなくては、行政書士法の改正は出来ません。行政書士法の改正は行政書士の職務の発展に欠くべからざるものです。今まで幾多の行政書士法の改正を行ってきました。これらはすべて行政書士会と政治連盟との連携の上で実現をしてきたものです。行政書士会が、かような法改正をして欲しいと政治連盟に要望し、政治連盟が法改正のために、行政書士についてこのような研修をして能力を高めて欲しいとの提言を行う。政治連盟は行政書士会と連携をすべきであり、行政書士会も政治連盟と連携をすべきものです。このような相互連携がなければ行政書士法の改正は出来ません。行政書士会と連携をしてくれる政治連盟でなくては意味がないのです。連携をしてくれる政治連盟の設立を求めるのは当然のことです。

- ・ 戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません。
- ・ 使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。
- ・ 作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。
- ・ 鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。